

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税賦課事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年10月14日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の内容	【概要】 地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、申告情報や給与・公的年金等の支払報告書（以下「申告等情報」という。）を基に個人住民税を計算・賦課決定し通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報の受理 ②他自治体等から本市への調査に対する回答、本市から他自治体等への税務調査 ③個人住民税の賦課決定・更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外者の課税に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、ならびにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦他自治体課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧決定した課税情報等の他課への連携 ⑨国税庁との法定調書データ及び扶養是正データの送受信 ⑩賦課情報に基づく所得・課税・非課税証明書の発行
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	【概要】 個人住民税システムは、申告等情報を受け入れ、個人住民税の賦課・更正を行い納税者へ賦課額を通知（通知書作成）するシステムである。また、他システムへ連携する所得等を含め、個人住民税の根本となる特定個人情報全てを保有・管理するものである。 【内容】 ①課税対象者の管理、及び賦課に関わる特定個人情報の管理機能 ②申告等情報の管理・メンテナンス機能 ③賦課決定、及び賦課更正機能 ④住民への税額通知書作成機能 ⑤賦課額集計等の統計資料作成機能 ⑥税務調査（扶養調査等）の対象者抽出機能 ⑦被扶養者等の情報管理機能 ⑧申請に基づく所得証明・課税証明等の発行機能 ⑨確定申告支援システムとの連携ファイルの授受機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 庁内関連システム、確定申告支援システム、課税資料検索システム ）

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。連携データには特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ)ダウンロード機能 ②確定申告イメージデータ(KSKイメージデータ)ダウンロード機能 ③確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能 ④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信機能 ⑤団体間回送機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 媒体等での連携で、直接の接続は無い。 ）
システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は公的年金等所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携 ④特別徴収税額データの連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 媒体等によるデータの連携のみ。直接の接続はない。 ）
システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名基本管理機能 税関係(法人、共有者含む)、国民健康保険、国民年金、保育料、児童手当、福祉等の住民登録者及び住民登録外者の宛名を一括管理する。 2 宛名送付先管理機能 各システムで出力する送付物に対する送付先宛名を管理する。送付先は使用する業務別に設定する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （

システム5

①システムの名称	団体内統合宛名(連携)システム	
②システムの機能	1 宛名管理機能 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 統合宛名情報の検索・参照・更新を行う。 2 情報提供機能(業務情報を中間サーバーに提供するための機能) 各業務情報を一括データで中間サーバーに連携する。 各業務の異動情報を中間サーバーに連携する。 3 情報照会機能(他機関へ問合せをするための機能) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (中間サーバー	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム6~10

システム6

①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名(連携)システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 なお、本市においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☐] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☐] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td> <td>[☐] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム	[☐] その他 (	)
[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム								
[☐] その他 (	)								

システム7	
①システムの名称	確定申告支援システム
②システムの機能	1 給与支払報告書、公的年金等支払報告書等のエントリ機能 給与支払報告書、公的年金等支払報告書等のデータ取り込み及び給与支払報告書等に記載されている内容の単票検算を行う。 2 申告受付機能 確定申告、市・県民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。 3 申告受付後のチェック、合算機能 登録された各課税資料のチェックを行う。また各資料データの合算を行い、課税用データを作成する。 4 国税連携機能 KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム8	
①システムの名称	課税資料検索システム
②システムの機能	市・県民税申告書や給与支払報告書及びeLTAXシステムや国税連携システムから取得した課税資料データをイメージ管理し、宛名コード・資料番号等により検索を可能とするシステム。 システムはASPサービスを利用し、サーバー等の設備は委託先データセンターに設置。職員は、データの加除及び端末検索による資料閲覧のみを行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）

システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他（)
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[] 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税課税情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	(1) その年の1月1日に高岡市に住所がある人。(均等割＋所得割) (2) その年の1月1日に高岡市に住所はないが、事務所、事業所または家屋敷がある人。(均等割)	
	その必要性	個人住民税課税対象者を正確に把握するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
	その妥当性	・個人番号: 申告において本人を特定するため ・4情報: 納税通知書等の送付先として使用 ・その他住民票関係情報: 賦課期日時点の課税対象者(世帯情報)の把握のため ・識別番号: 課税対象者を特定するために記録 ・業務関係情報 ①国税関係情報 国税庁から申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために記録する。 国税庁との相互の税務調査のために記録する。 ②地方税関係情報 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録する。 納税通知書、所得証明・課税証明を発行するために記録する 他自治体での住登外課税の把握のために記録する。 ③医療保険関係情報 国民健康保険等納付額を社会保険料控除の参考とするため記録する。 ④障害福祉関係情報 障害者控除の参考とするため記録する。 ⑤生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定を行うために記録する。 ⑥年金関係 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために記録する。 年金からの特別徴収額を決定・変更するために記録する。
	全ての記録項目	別添1を参照。

⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		総務部市民税課	
3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、社会福祉課、高齢介護課、保険年金課、納税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、日本年金機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者、年金支払者（日本年金機構を除く） ） ☐ その他 （	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （	
③使用目的 ※		個人住民税の適正賦課（申告書等の受付・本人確認等を含む）	
④使用の主体	使用部署	市民税課 支所の税担当課（証明発行のみ）	
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		①各種申告書等の受付に関する事務 ②個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報等を調査・把握する。 ③上記で収集した各種情報に基づき、個人住民税賦課額を決定し税額を通知する。 ④給与所得者の異動届出書に基づき、給与特別徴収の開始または普通徴収への変更等を行う。 ⑤年金保険者からの通知や住基及び介護保険料の徴収情報等に基づき、公的年金特別徴収の決定・中止処理を行う。 ⑥住民からの申請に基づき、課税・所得証明書を発行する。	
	情報の突合	・住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。 ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、障害者福祉情報を突合して、控除額等を適正化する。 ・本人確認、その他申告情報の確認等を行う為、住民票関係情報と突合する。	
⑥使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		申告書等データパンチ入力業務
①委託内容		・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表のパンチ入力事務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約において再委託の手続きを定めており、再委託の内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全管理体制の対策、再委託先に対する管理・監督の方法等について確認し、特定個人情報保護に係る安全管理対策が適正に実施されると認められる場合に、再委託の許可を行っている。
	⑥再委託事項	給与支払報告書のデータ入力
委託事項2～5		
委託事項2		納税通知書プリント業務
①委託内容		納税通知書の印刷
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		個人住民税システム運用保守
①委託内容		法改正によるシステム改修等、運用保守に必要な範囲において特定個人情報の取扱いを委託
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (62) 件 ☒ 移転を行っている (19) 件 ☐ 行っていない
提供先1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第1欄(情報紹介者)に掲げる者のうち、市町村長に対して地方税関係情報の提供を求めることができる者とされている者(第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務について、情報照会を行うことができる者)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 同命令の第2条の表の事務で、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務
②提供先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に掲げる事務で、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者、家屋敷課税対象者等
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会のあった都度
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項
②提供先における用途	所得・扶養情報等の通知、国税調査に必要となる資料等の提供・閲覧
③提供する情報	所得・扶養情報等、国税調査に必要となる資料等
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (媒体等での連携で、直接の接続は無い。) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	毎月修正時に1回、年次処理として5月頃に1回

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条第1項、別表の第1欄に掲げる者（別紙1参照）
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表
②移転先における用途	・番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務（別紙1参照）
③移転する情報	・個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者、家屋敷課税対象者等
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ [] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度	月次（修更正毎）、その他必要に応じて（随時）
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜本市における措置＞ ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。
	特定個人情報の保管・消去 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしてる建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの課税・非課税・所得証明としての個人住民税情報の入手については、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行っており、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・市県民税申告書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

必要な情報以外を入手するリスクに対する措置

＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞

・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要な情報を入手することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置

・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。
・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。

＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞

・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。

入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

・窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行っている。
・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認している。
・提出された申請書等に記載されている個人番号とシステムに表示される個人番号を突合させることで、個人番号の真正性を確認している。
・住登外課税者について、課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認している。
・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。
・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。
・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。
・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱い管理規程に基づいて管理し、保管している。
・正確性に疑義が生じた場合は、調査を行い適宜修正を行っている。

＜個人住民税申告ポータルにおける措置＞

・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置

＜マイナポータル申請管理における措置＞

・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・個人住民税システムは、個人住民税の賦課に必要な情報のみ記録されているため、その他の情報が紐付けされることはない。
・個人住民税の賦課に必要であるが、市民税課で保有していない情報については、情報を保有する担当課に情報照会し、確認している。
・システムにアクセスできる端末を限定し、許可無くシステムに接続して紐付けできないようになっている。
・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。

リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理

[行っている]

＜選択肢＞

1) 行っている 2) 行っていない

	具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザIDごとの使用履歴を取得し管理している。 ○ユーザ認証の管理 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDの利用を禁止する。 ○アクセス権限の発効・失効の管理 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 ○アクセス権限の管理 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ○特定個人情報の使用の記録 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

従事者が事務外で使用するリスクに対する措置

- ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。
 - ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。
- ＜マイナポータル申請管理における措置＞
- ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。
 - ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
 - ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置

- ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。
 - ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。
- ＜マイナポータル申請管理における措置＞
- ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。
 - ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。
 - ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
 - ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

その他、特定個人情報の使用にあたり講じる措置

- ※スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させないようにしている。
- ※ディスプレイを来庁者から見えない位置に置いている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・秘密の保持 ・目的外の利用禁止 ・無断複製の禁止 ・秘密情報の返却・廃棄 ・再委託の禁止・目的外利用の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託業務開始前に、再委託先の特定個人情報の保護に係る社内規定、管理体制、業務従事者、安全管理措置の内容を確認している。また、委託先が再委託先に対して行う管理・監督体制についても事前に確認し、再委託開始前及び終了後の確認に加えて、適宜履行状況を確認できる体制を構築している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させている。 ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認している。 ・庁舎から書類を持ち出す場合は、枚数を確認し作業終了時に全て返却されていることを確認している。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定により、その範囲を厳格に遵守し、提供・移転を行うこととしている。 ・資料の閲覧及び提供の際には、提供先の担当課より提供の目的や根拠法令等を明記した「個人情報閲覧申込書」の提出を受け、内容を検査したうえで必要な情報のみ提供することとしている。 ・研修への参加等を通して情報セキュリティに対する意識を高め、個人情報の適切な取り扱いの徹底を図っている。		
その他の措置の内容	・個人住民税システムにおいては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定していることに加えて、提供した情報等をシステム上でログを記録している。 ・国税連携システム、eLTAXシステムでの情報提供は、操作ログを取得している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名(連携)システムにおける措置> ・中間サーバーへの情報連携及び情報提供ネットワークを介して他団体への照会を行うものである。番号法に則したアクセス権が設定されており、事務毎に提供される情報が限定されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名(連携)システムにおける措置> ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条で定められた事務以外において、情報提供することはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容	＜既存システムにおける措置＞ ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 物理的対策 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 技術的対策 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用回線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 ＜既存システムにおける措置＞ ・保有する情報は、申告等により、新しい情報に更新している。 ・個人住民税においては、地方税法により賦課決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上も、期間制限に対応して税額更正及び削除を行うこととしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを団体内統合宛名(連携)システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正される。 ＜宛名管理システム・団体内統合宛名(連携)システムにおける措置＞ ・保有する情報は、異動等変更事由が発生するたびに自動更新される。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申告データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	・全職員を対象とした「情報セキュリティ研修」に参加し、課員の個人情報保護に対する意識を高めている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部総務課 電話番号 0766-20-1254
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 高岡市 市長政策部 情報政策課 0766-20-1239
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 経営企画部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (一部抜粋)25.福祉情報	【課税情報ファイル】 (中略) (6)個人基本レコード (一部抜粋)25.本人該当区分 26.福祉情報(以下項番繰り下げ)	事後	重要な変更にあたらない記録項目の変更による
平成30年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの機能	④法定調書データの受信、扶養は正データの送信機能	④法定調書データの受信、扶養は正データの送信、住登外課税通知データの送受信機能	事後	重要な変更にあたらないシステム機能の変更による
平成30年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(57)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(58)件	事後	見直しによる
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	情報政策課	広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成30年5月21日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 篠田 修	市民税課長	事後	平成30年5月21日付評価書記載方式の変更による

平成30年10月9日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	(中略) ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を適正化する。	(中略) ・本人から申告された扶養控除情報等と情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報、障害者福祉情報を突合して、控除額等を適正化する。	事後	見直しによる
平成31年1月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信機能	④法定調書データの受信、扶養是正データの送信、住登外課税通知データの送受信、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信機能	事後	重要な変更にあたらないシステム機能の変更による
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。	【概要】 国税庁・他自治体との申告等情報または税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線である。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。	事後	見直しによる
平成31年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。	【概要】 提出が義務付けられている給与支払報告書及び年金支払報告書を電子データで受理し、給与所得者又は年金所得者の税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して連携が行われる。ただし、個人住民税システムとの直接回線連携はない。	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (中略) (6) 個人基本レコード (中略) 23. 住登外課税情報 [住登外課税区分] [自治体コード]	【課税情報ファイル】 (中略) (6) 個人基本レコード (中略) 23. 住登外課税情報 [住登外課税区分] [自治体コード][市コード]	事後	重要な変更にあたらない記録項目の変更による
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照) (別紙1) 提供先No. 37 [提供先における用途] 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照) (別紙1) 提供先No. 37 [提供先における用途] 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) におけるその他のリスクに対する措置	(前略) ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 (後略)	(前略) ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。 ・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱い管理規程に基づいて管理し、保管している。 (後略)	事後	見直しによる

平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク 1. 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクリスクに対する措置の内容	・個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ・個人住民税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。 (後略)	・個人住民税システムは、個人住民税の賦課に必要な情報のみ記録されているため、その他の情報が紐付けされることはない。 ・個人住民税の賦課に必要な情報が、市民税課で保有していない情報については、情報を保有する担当課に情報照会し、確認している。 (後略)	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容	特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 ＜既存システムにおける措置＞ ・保有する情報は、申告等による修正処理があれば更新され履歴は保持する。 ・個人住民税においては、地方税法により更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっている。 (後略)	特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置 ＜既存システムにおける措置＞ ・保有する情報は、申告等により、新しい情報に更新している。 ・個人住民税においては、地方税法により賦課決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも税額更正を行うことになっており、システム上も、期間制限に対応して税額更正及び削除を行うこととしている。 (後略)	事後	見直しによる
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	見直しによる
令和2年6月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	3 関連宛名管理機能 再転入等による同一人の管理を行う。	削除	事後	新システム移行に伴う機能変更による
令和2年6月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7及びシステム8		新設	事前	新システム移行に伴う変更
令和2年6月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	見直しによる
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(57)件 [○]移転を行っている(16)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(17)件	事後	見直しによる

令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	見直しによる
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(61)件 [○]移転を行っている(17)件	提供・移転の有無 [○]提供を行っている(62)件 [○]移転を行っている(19)件	事後	見直しによる
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表・第三表のパンチ入力事務	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告第二表のパンチ入力事務	事後	見直しによる
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	番号法第19条第8号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項	番号法第19条第9号、地方税法317条、国税通則法74条の12第6項	事後	番号法第19条の号ズレに伴う修正

令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所	セキュリティカードによる入退室管理を行っている広報情報課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。	セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年12月27日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法第19条の号数の誤り
令和3年12月27日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部広報情報課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	令和3年4月1日付組織改編による

令和6年5月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	【課税情報ファイル】 (1)個人基本 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6宛名区分,7賦課期日区分,8性別,9生年月日,10世帯コード,11続柄コード,12生活保護該当区分,13本人専従区分,14事業所家屋敷区分,15被扶養区分,16障害者区分,17寡婦区分,18寡夫区分,19個人コメント1,20個人コメント2,21個人コメント3,22個人コメント4,23賦課氏名カナ,24賦課氏名漢字,25賦課住所コード,26賦課住所番地,28賦課住所枝番,29賦課住所小枝番,30賦課住所,31賦課住所方書,32新規フラグ,33配偶者宛名コード,34徴収希望,35納通発送区分,36納通発送日,37市申送送区分,38未申告区分,39294条通知日,40通報年月日,41扶養照会区分,42扶養照会年月日,43申告書発送済区分,44国保加入区分,45世帯外被扶養区分,46世帯外扶養情報,47世帯外扶養区分,1,48世帯外扶養宛名コード,1,49世帯外扶養氏名,1,50世帯外扶養氏名,2,51世帯外扶養氏名,2,52世帯外扶養氏名,2,53世帯外扶養氏名,3,54世帯外扶養氏名,3,55世帯外扶養氏名,3,56世帯外扶養氏名,4,57世帯外扶養氏名,4,58世帯外扶養氏名,4,59世帯外扶養氏名,5,60世帯外扶養氏名,5,61世帯外扶養氏名,5,62合併前自治体コード,63固有情報,64更新年月日,65更新時分,66更新職員番号,67予備項目数字1,68予備項目数字2,69予備項目漢字1,70予備項目漢字2,71予備項目文字1,72予備項目文字2,73障害者年金区分,74遺族年金区分,75ひとり親区分,76年金特徴判定,77利用者予備項目 (2)個人基本メモ 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6メモ内容,7住登地住所コード,8住登地住所,9メモ本年度のみ,10課税地住所コード,11課税地住所,12予備項目数字1,13予備項目数字2,14予備項目漢字1,15予備項目漢字2,16予備項目文字1,17予備項目文字2 (3)賦課 1タイムスタンプ日付,2タイムスタンプ時刻,3予備,4年度,5宛名コード,6賦課連番,7徴収区分,8賦課レコード状態,9処理コード,10更正事由,11異動年月日,12済期,13開始期,14済月,15開始月,16更新年月日,17更新時分,18更新職員番号,19消除区分,20優先資料区分,21優先資料番号,22給付合算区分,23受給者番号,24非課税区分,25控対配,26配対区分,27扶養同老人数,28扶養老人数,29扶養他人数,30扶養特定人数,31障害同特人数,32障害特人数,33障害他人数,34扶養配会区分,35本人特障,36本人他障,37夫あり,38未成年,39老年人,40寡婦一般,41寡婦特別,42寡夫,43勤労学生,44本人専従,45事業所家屋敷,46均等割区分,47本人希望徴収区分,48青色申告区分,49専従配偶者,50専従他人数,51生活保護取扱区分,52次年度市申送送,53特徴給報資料番号,54減免率1期,55減免率2期,56減免率3期,57減免率4期,58減免率随,1,59減免率随,2,60減免開始日,1,61変更納期限1期,62変更納期限2期,63変更納期限3期,64変更納期限4期,65変更納期限随,1,66変更納期限随,2,67確定延滞金計算区分,68決定日,69オンライン決定フラグ,70通知書番号,71所得控除件数,72所得控除情報領域,73所得控除区分001,74所得控除額001,75所得控除区分002,76所得控除額002,77所得控除区分003,78所得控除額003,79所得控除区分004,80所得控除額004,81所得控除区分005,82所得控除額005,83所得控除区分006,84所得控除額006,85所得控除区分007,86所得控除額007,87所得控除区分008,88所得控除額008,89所得控除区分009,90所得控除額009,91所得控除区分010,92所得控除額010,93所得控除区分011,94所得控除額011,95所得控除区分012,96所得控除額012,97所得控除区分013,98所得控除額013,99所得控除区分014,100所得控除額014,101所得控除区分015,102所得控除額015,103所得控除区分016,104所得控除額016,105所得控除区分017,106所得控除額017,107所得控除区分018,108所得控除額018,109所得控除区分019,110所得控除額019,111所得控除区分020,112所得控除額020,113所得控除区分021,114	事後	見直しによる	
令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ・提供先1	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第1欄(情報紹介者)に掲げる者のうち、市町村長に対して地方税関係情報の提供を求めることができる者(第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務について、情報照会を行うことができる者)	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による

令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・提供先1 ・①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づ く利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 同命令の第2条の表の事務で、第3欄(情報提 供者)に「市町村長」が含まれ、第4欄(利用特定 個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる事務	事後	番号法の改正及び主務省令の 制定による
令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・提供先1 ・②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二の第2欄に掲げる 事務(別紙1参照)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づ く利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 の表に掲げる事務で、第3欄(情報提供者)に「市 町村長」が含まれ、第4欄(利用特定個人情報)に 「地方税関係情報」が含まれる事務	事後	番号法の改正及び主務省令の 制定による
令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・移転先1 ・移転先1②移転先における用 途	番号法第9条第1項別表第一の第1欄に掲げる者 (別紙2参照) 番号法第9条第1項別表第一の第2欄に掲げる事 務(別紙2参照)	番号法第9条第1項、別表の第1欄に掲げる者 (別紙1参照) 番号法第9条第1項別表の第2欄に掲げる事務 (別紙1参照)	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一	番号法第9条第1項、別表	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ ①連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市長政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部情報政策課 電話番号 0766-20-1239	事後	組織改編による
令和6年5月27日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月1日 時点	令和6年5月27日 時点	事後	見直しによる
令和6年5月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	番号法第9条第1項、別表の第16項	事後	番号法の改正による

令和6年5月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二[別表第二における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) [別表第二における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 [同命令における情報提供の根拠] 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 [同命令における情報照会の根拠] 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・番号法の別表第一に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	・番号法の別表に記載されている事務に関するシステム以外からの特定個人情報の取得はできなくなっている。	事後	番号法の改正による
令和6年5月27日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条の表及び番号法第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	〈団体内統合宛名(連携)システムにおける措置〉 ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。 番号法の別表第二で定められた事務以外において、情報提供することはできない。	〈団体内統合宛名(連携)システムにおける措置〉 ・予め権限が付与された職員のみが利用できる。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第2条で定められた事務以外において、情報提供することはできない。	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和6年5月27日	(別紙1)	別紙1		事後	別紙として記載形式していた内容を本文中に記載
令和6年5月27日	(別紙2)	別紙2	別紙1	事後	上記の変更に伴い、別紙2を別紙1として掲載

令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	R7年からデータ入力業務の再委託開始による
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	R7年からデータ入力業務の再委託開始による
令和7年1月10日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年5月27日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	見直しによる
令和7年1月10日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第16項	番号法第9条第1項、別表の第24項	事後	見直しによる
令和7年7月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜本市における措置＞ ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に管理する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜本市における措置＞ ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO／IEC27017、ISO／IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による

令和7年7月30日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にアクセスができないよう管理を行うことで安全性を確保している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による
-----------	---	---	--	----	----------------------------------

令和7年7月30日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<既存システムにおける措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。	<既存システムにおける措置> ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による
令和7年7月30日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	—	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、設備環境政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安置したシステム運用、監視を実現する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム第三次システムへの更改による

令和7年9月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	—	システム9「個人住民税申告ポータル」、システム10「マイナポータル申請管理」を追加	事前	個人住民税申告の電子化による
令和7年9月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所 ※	＜本市における措置＞ ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜本市における措置＞ ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている情報政策課内のさらにセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室内に保管する。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 特定個人情報の保管・消去 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得したデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子データは、紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	個人住民税申告の電子化による

令和7年9月18日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・住民からの課税・非課税・所得証明としての個人住民税情報の入手については、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行っており、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・市県民税申告書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。	・住民からの課税・非課税・所得証明としての個人住民税情報の入手については、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行っており、対象者以外の情報を入手することはできない。 ・市県民税申告書等については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外を入手することはない。また、申請書等を受付ける際には、余白等に必要のない情報が記載されていないか確認する。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 ・管理項目は予め決められており、それ以外の項目は入力できない仕組みになっている。 ・システム利用の権限は業務上必要な職員のみを与えられており、権限を付与されていない職員が情報を入手することはできない。また、メンテナンス作業や権限を付与されている者の操作ログは保管されており、情報の不正入手を防止している。 〈マイナポータル申請管理における措置〉 マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事前	個人住民税申告の電子化による
------------------	--	--	--	-----------	-----------------------

令和7年9月18日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。 また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認している。 ・提出された申請書等に記載されている個人番号とシステムに表示される個人番号を突合させることで、個人番号の真正性を確認している。 ・住登外課税者について、課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認している。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。 ・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程に基づいて管理し、保管している。 ・正確性に疑義が生じた場合は、調査を行い適宜修正を行っている。	必要な情報以外を入手するリスクに対する措置 〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉 ・住民が個人住民税申告ポータルの画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を間違った行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ・電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。 ・連携する事務システムにおいては、必要な情報のみにアクセスできるようになっており、操作者がそれ以外の情報にアクセスすることはできない。また、メンテナンス等を行う際には、操作ログを保管する機能を有している。 〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉 ・住民が個人住民税申告ポータルから個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・個人住民税申告ポータルの画面の誘導において住民に理解してもらいながら操作をしていただくことで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 入手した特定個人情報不正確であるリスクに対する措置 ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行っている。 ・申請者が代理人である場合には、委任状に記載してある代理人であることを個人番号カードなどの身分証明書の提示により確認している。 ・提出された申請書等に記載されている個人番号とシステムに表示される個人番号を突合させることで、個人番号の真正性を確認している。 ・住登外課税者について、課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住基ネットに照会し、真正性を確認している。 ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。 ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が内容を再確認している。 ・申告等データパンチ入力結果は、プログラムで妥当性をチェックし、エラー及び警告データは、職員により正しく修正している。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、本市で定める高岡市文書管理規程及び高岡市特定個人情報取扱管理規程に基づいて管理し、保管している。 ・正確性に疑義が生じた場合は、調査を行い適宜修正を行っている。 〈個人住民税申告ポータルにおける措置〉 ・住民が個人住民税申告ポータルからマイナポータル申請管理へ個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付と済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスクに対する措置 〈マイナポータル申請管理における措置〉 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告の電子化による
-----------	--	---	---	----	----------------

令和7年9月18日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	・個人住民税システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。	・個人住民税システムを利用する職員を特定し、システム管理者がユーザーIDを割当てパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDごとの使用履歴を取得し管理している。 ○ユーザ認証の管理 〈マイナポータル申請管理における措置〉 ・マイナポータル申請管理をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDの利用を禁止する。 ○アクセス権限の発効・失効の管理 〈マイナポータル申請管理における措置〉 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザーID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザーIDを発効する。 ・ユーザーID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザーIDを失効させる。 ○アクセス権限の管理 〈マイナポータル申請管理における措置〉 ・定期的にユーザーID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザーID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザーIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 ○特定個人情報の使用の記録 〈マイナポータル申請管理における措置〉 ・マイナポータル申請管理へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事前	個人住民税申告の電子化による
-----------	--	--	---	----	----------------

令和7年9月18日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	従事者が事務外で使用するリスクに対する措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。 その他、特定個人情報の使用にあたり講じる措置 ※スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させないようにしている。 ※ディスプレイを来庁者から見えない位置に置いている。	従事者が事務外で使用するリスクに対する措置 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導している。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導している。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ ・マイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にマイナポータル申請管理から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 その他、特定個人情報の使用にあたり講じる措置 ※スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させないようにしている。 ※ディスプレイを来庁者から見えない位置に置いている。	事前	個人住民税申告の電子化による
-----------	---	---	--	----	----------------

令和7年9月18日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク その他の措置の内容	＜既存システムにおける措置＞ ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。	＜既存システムにおける措置＞ ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施している。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用している。 ・既存住基システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 物理的対策 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 技術的対策 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ・中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜マイナポータル申請管理における措置＞ 物理的対策 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 技術的対策 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、専用回線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	個人住民税申告の電子化による
-----------	---	--	--	----	----------------

